

大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供に関する協定書

株式会社ケーディエス(以下「甲」という。)と高知県高知東警察署(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時」という。)における警察活動への燃料及び活動拠点の提供に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時に乙が商用給油所で速やかに給油を受けることが困難な状況となった場合において、甲の保管する燃料の警察車両等への給油、及び甲が所有する敷地の警察部隊の活動拠点としての使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(燃料の提供)

第2条 乙は、災害発生時に必要があると認められるときは、甲に対して燃料の提供について協力を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、可能な限り乙に対し燃料を提供するものとする。

なお、具体的な燃料の提供要領等は、甲及び乙が協議の上、別に覚書で取り決めるものとする。

(費用の負担等)

第3条 前条の要請に基づき提供された燃料の費用は、乙が負担するものとする。

2 前項の費用は、燃料提供後、提供した油種及び数量に基づき、災害発生時の直前における高知県と高知県石油業共同組合の単価契約価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は前項で決定した費用について、乙に対し請求書による請求手続きを行い、請求を受理した乙は、速やかに当該費用を支払うものとする。

(敷地の使用)

第4条 乙は、災害発生時に必要があると認められるときは、甲に対し警察部隊の活動拠点(部隊車両の駐車場所、警察装備の一時保管場所としての占有等を含む。)として、甲の敷地の暫定使用について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、業務に支障を来さない範囲で乙に敷地を一時使用させるものとする。

3 敷地使用に伴う光熱水費については、甲及び乙が協議を行い、支払い等を行

うこととする。

(協議事項等)

第5条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙からの協定の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通をそれぞれが保有するものとする。

平成27年6月8日

甲 高知県高知市一宮中町3丁目1番2号
株式会社ケーディエス

代表取締役社長



乙 高知県高知市大津乙807番地1
高知県高知東警察署

署長

